
(はじめに) 令和2年度財務省政策評価実施計画について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野全てを対象として実績評価方式(あらかじめ目標を設定しそれらに対する実績の評価を行う評価方式)により評価を行っており、毎年3月末までに実施計画を策定し、公表することとしています。また、実施計画の策定に当たっては、「財務省政策評価懇談会」を開催し、有識者の方々から御意見をいただいています。

令和2年度の実施計画では33の「政策の目標」(総合目標6、国税庁の目標を含む政策目標27)を設定しており、財務大臣財政演説や、「経済財政運営と改革の基本方針2019」等の昨年度の実施計画策定時以降に発出・決定された内閣の基本方針を踏まえて策定しています。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和2年3月
財 務 省